

警会甲達第14号
令和5年4月18日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察本部庁舎消防計画の制定について

みだしのことについては、別添のとおり「福井県警察本部庁舎消防計画」を制定することとしたので、その効果的運用に努められたい。

なお、福井県警察本部庁舎消防計画の制定について（令和3年警会甲達第12号）は、廃止する。

別添

福井県警察本部庁舎消防計画

第1 総則

1 目的

この計画は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき、福井県警察本部庁舎（以下「庁舎」という。）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の拡大防止を図ることを目的とする。

2 消防計画の適用範囲

この計画は、庁舎に勤務し、又は出入りする全ての者に適用するものとする。

3 管理権原者の責務

庁舎の管理権原者は本部長とし、次に掲げる任に当たるものとする。

- (1) 庁舎の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 管理又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権原を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 防火管理者が消防計画を変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

4 防火管理者の責務

防火管理者は、本部の会計課（以下「会計課」という。）に在籍する警部以上の警察官（複数在籍する場合は、最上位の者とする。）をもって充て、この計画の作成及び実行について全ての権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導及び監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告
- (7) 警察職員に対する防火教育の実施
- (8) 防火管理業務従事者（火気取締責任者等）に対する指導及び監督
- (9) 放火防止対策の推進
- (10) 消防機関への報告及び連絡

防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出、連絡等を行うものとする。

ア 消防計画の提出（改正の都度）

イ 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続

ウ 消防用設備等の点検結果の報告

エ 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請

オ その他防火管理について必要な事項

- (11) その他防火管理上必要な業務

第2 予防管理対策

1 予防管理組織

日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、次に掲げる者を置き、予防管理に努めるものとする。

(1) 火気取締責任者

庁舎の各部屋に火気取締責任者及び火気取締副責任者を置き、各部屋を管理する所属の次席又はその所属の長が指名した者をもって充てる。

なお、各階の共用部分である湯沸室及び更衣室の火気取締責任者については、防火管理者が指名するものとする。

(2) 中央監視室

消防用設備、電気設備、火気使用設備、危険物設備等について適正な管理と機能保持のため、24時間体制の中央監視室を設置する。

(3) 点検検査責任者

(2)に掲げる設備等の点検検査を行う者として点検検査責任者及び点検検査補助者を置き、会計課の施設を担当する課長補佐及び会計課の施設を担当する係長をもって充てる。

2 火気取締責任者の業務

火気取締責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

3 中央監視室の業務

中央監視室は、火災発生の通報を受けたとき、又は火災を発見したときは、防火管理者及び消防署に通報するとともに、初期消火に当たらなければならない。

4 点検検査責任者の業務

点検検査責任者は、6か月に1回施設及び設備の点検を行い、異常又は改善を要する事項を発見したときは、速やかに点検検査結果報告書（別記様式第1号）により防火管理者に報告しなければならない。

なお、点検検査を委託している場合は、委託した業者の検査報告書をもって点検検査報告書に代えることができる。

5 点検検査結果の記録及び報告

防火管理者は、点検検査の結果を消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6に定める防火対象物維持台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、3年に1回福井市中消防署長に報告しなければならない。

6 休日等及び夜間の防火管理体制

(1) 予防管理体制

日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の休日（以下「休日等」という。）又は勤務時間以外の時間（以下「夜間」という。）における防火管理体制は、当直責任者を防火管理者の代行者として指定し、防火管理者の業務を行わせるとともに、総合当

直及び庁舎警備当直の各当直員が庁舎の各部屋の火気取締責任者の任に就くものとする。

なお、防火管理者及び各部屋の火気取締責任者は、登庁次第その任務を引き継がなければならない。

(2) 連絡体制

防火管理者の代行者は、火災等が発生した際には、速やかに防火管理者に連絡するとともに、必要に応じ各部屋の火気取締責任者に連絡するものとする。

第3 火災予防措置

1 防火管理者への連絡事項

次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置し、又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項

2 職員等の遵守事項

庁舎に勤務する全ての者（以下「職員等」という。）は、日常勤務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気の取扱いを慎重にし、火災の予防には万全の注意を払うこと。
- (2) 各部屋の火気取締責任者又は最終帰宅者は、退庁に際し、火気及び危険物の後始末並びにその点検をし、安全を確認すること。
- (3) 当直勤務員は、庁舎内外を巡視して火災防止に当たること。
- (4) 庁舎内において、喫煙しないこと。
- (5) 出火を発見したときは、直ちに他の職員等の協力を求め初期消火に当たるとともに、速やかに中央監視室に通報すること。
- (6) 休日等又は夜間において、庁舎又はその周辺に火災が発生した旨の連絡を受けた場合やこれを知り得たときは、速やかに登庁し、上司の指示に従って行動すること。
- (7) 防火管理者の実施する消防訓練等に積極的に参加するなど、防火に関する知識及び技術の習得に努めること。

3 火気使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後に必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。

4 放火防止対策

放火を防止するため、職員等は、日常勤務を通じて次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かないこと。
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行うこと。
- (3) 建物内外の整理・整頓を行うこと。

(4) 各部屋の火気取締責任者又は最終帰宅者は、施錠と確認を行うこと。

(5) その他通常勤務を通じ、放火防止対策に努めること。

第4 自衛消防活動

1 自衛消防組織

庁舎に火災が発生した場合における初期消火の目的を達成するため、次のとおり自衛消防隊を置く。

(1) 自衛消防隊長には本部の会計課長(以下「会計課長」という。)を、同副隊長には会計課次席をもって充てる。

(2) 自衛消防隊には、隊本部並びに1・2階、3・4階、5・6階及びB1・B2階にそれぞれ消火班、誘導班及び救護班を置く。各班の班長は、班員の指揮及び隊長への諸報告に当たる。

(3) 各部屋に班長を置き、班長には火気取締責任者を持って充て、各部屋の職員等に対する指示及び隊長への諸報告に当たる。

(4) 自衛消防隊の組織及び任務は福井県警察本部庁舎自衛消防隊組織表(別表第1)のとおりとし、同隊の編成については、別途会計課長が通知する自衛消防隊編成表に基づいて、班長及び班員を各所属にて選出し、自衛消防隊員等選出報告書(別記様式第2号)により、自衛消防隊長に報告するものとする。

(5) (4)の報告は、毎年定期人事異動後速やかに行うこととし、その他に変更があった場合はその都度行うこと。

2 避難経路等

職員等は、人命の安全を確保するため消防用設備等配置図及び避難経路図(別添)により庁舎内の消防用設備等の設置位置及び野外へ通じる避難経路を把握しておかなければならない。

第5 震災対策

1 震災予防措置

防火管理者及び火気取締責任者は、地震時の災害を予防するため、第1の4又は第2の2の業務に合わせて次の検査を行うこと。

(1) 建物及び建物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)並びに陳列物件の倒壊、転倒及び落下の有無の検査

(2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置並びに燃料等の自動停止装置についての作動状況の検査

(3) 危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

2 地震後の安全措置

火気取締責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検及び検査を行い、その結果を防火管理者に報告し、その安全を確認した後使用を開始すること。

3 震災に備えての準備品

職員等は震災に備え、重要書類等を常に持ち出せるよう準備しておくこと。

4 地震時の活動

地震時の活動は第4のほか、次の措置を行うこと。

(1) 火災が発生した場合は、全力を挙げて消火に当たること。

(2) 防火管理者は、被害状況を庁内放送により職員等に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。

また、消防署等関係機関からの情報を積極的に収集すること。

(3) 広域避難場所は、県庁前広場とすること。

(4) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

第6 防災教育及び訓練

1 防災教育

防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

対象者	実施月日	内 容
職員等	別途通知	1 消防計画の周知徹底 2 火災予防上の遵守事項 3 職員等各自の任務及び責任の周知徹底 4 震災対策に関する基本的事項 5 その他火災予防上必要な事項

2 消防訓練

防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施月日	訓練の目的
総合訓練	別途通知	消火、通報、避難誘導等の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は、消防機関へ指導を要請する。
部分訓練	消火訓練	消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	消防機関（119番）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

3 訓練の実施報告

防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、福井市火災予防条例（平成18年福井市条例第9号）に基づき、福井市中消防署に報告するものとする。

以下、様式等は省略